

まん延防止等重点措置

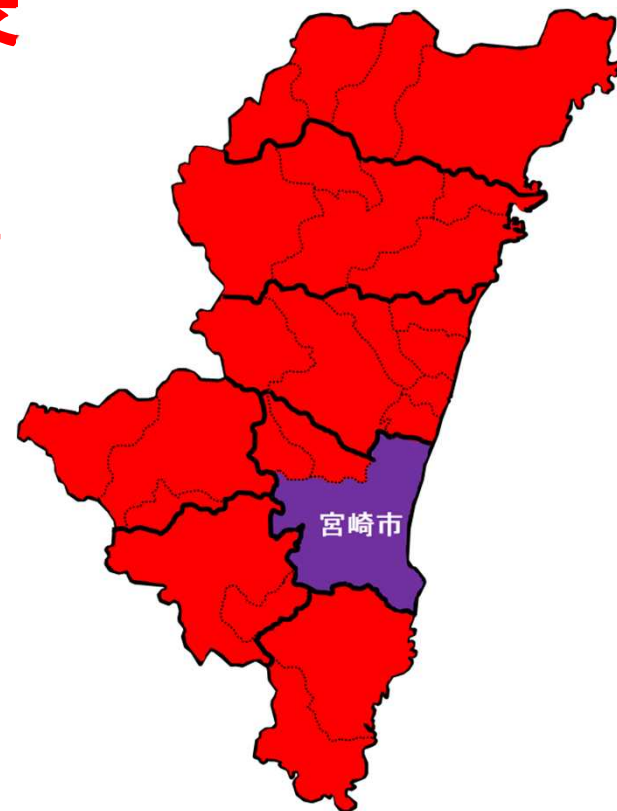
■本県への適用期間が延長

(旧) 8月27日(金) ~ 9月12日(日)

(新) 8月27日(金) ~ 9月30日(木)

| | | |
|--------|---------------------------|---------------------------|
| 適用期間 | 8月27日(金) ~ 9月12日(日) | 9月13日(月) ~ 9月30日(木) |
| 重点措置区域 | 宮崎市、日向市、 門川町 | 宮崎市 |

日向市・門川町の新規感染者数は減少する一方で、宮崎市は高止まりの状況であり、人口規模の大きい宮崎市から他圏域への感染の染み出しを防ぐため、宮崎市への区域指定を延長



9月13日時点

県独自の「緊急事態宣言」の延長について

■県独自の「緊急事態宣言」の発令期間を延長

感染再拡大（リバウンド）を防ぐためにも、県内の感染状況を十分に沈静化させるまで、引き続き、強い対策の継続が必要

【発令期間】

(旧) 8月11日(水) ~ 9月12日(日) を目途

(新) 8月11日(水) ~ 9月30日(木) を目途

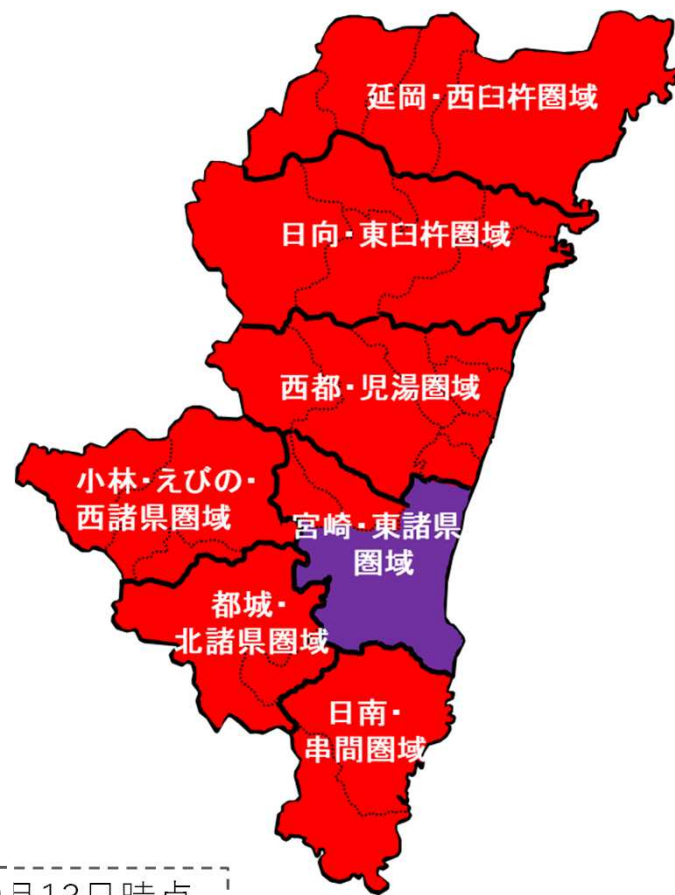
※終期は、感染状況を見極めて判断

レベル4
(緊急事態宣言)



| 圏域ごとの感染状況の区分 | | 行動要請例 | | |
|--------------|--|--------------------------------|-----------------------|----------------|
| 区分 | 一例(以下を目安として、総合的に判断) | 県民への要請(外出) | イベント主催者への要請 | 事業者への要請 |
| 緑 | 感染未確認圏域 ・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している | ○制限なし | ○国基準を準用 | ○ガイドライン遵守 |
| 黄 | 感染確認圏域 ・新規感染者が一定に収まっている | ○状況に応じ、慎重に(過去のクラスター発生施設等に注意) | ○国基準を準用(状況に応じ判断) | ○ガイドライン遵守 |
| オレンジ | 感染警戒区域(※) ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団(クラスター)の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある | ○感染機会に繋がる場面(会食等)の一定の制限(人数、特典等) | ○国基準を準用(特に会食を伴う場面は制限) | ○状況に応じ、感染機会の制限 |
| 赤 | 感染急増圏域 ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団(クラスター)の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある | ○原則、外出自粛 | ○国基準を準用(特に会食を伴う場面は制限) | ○感染機会の制限 |

: 「まん延防止等重点措置」区域(宮崎市)



9月13日時点

行動要請について

| 内容 | まん延防止等重点措置 | 県独自の「緊急事態宣言」 |
|--------------|---|---|
| 対象地域 | 宮崎市 | 宮崎市以外 |
| 要請期間 | 9月13日(月) ~ 9月30日(木) | 現在の要請を 9月30日(木)まで継続 |
| 県民への要請 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則、外出自粛 ・外出機会（回数・時間）の半減 ・20時以降、飲食店へのみだりな出入りの自粛 ・感染対策が徹底されていない施設、時短要請に応じていない飲食店等の利用自粛 ・路上・公園等での集団飲酒等の自粛 ・原則、県外との往来自粛 ・原則、県外からの来県自粛 | |
| 飲食店等への要請 | <ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮 ・酒類提供を終日行わないこと ・飲食を主とする店舗におけるカラオケ設備を利用しないこと | <ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮 ・酒類提供は19時まで |
| 大規模集客施設等への要請 | <ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮 ・大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等の入場者の整理等 | — |
| イベントの開催制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・収容率50%以内かつ上限5000人以下 ・会食につながる場面の制限 ・21時までの開催時間制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・収容率50%以内かつ上限5000人以下 ・会食につながる場面の制限 |
| 事業者等への要請 | <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの遵守 ・出勤者数の7割削減に向けたテレワークの活用や休暇取得の促進 | |

※日向市、門川町は、9月12日（日）までは「まん延防止等重点措置」の行動要請を継続

■県内全域への要請を9月30日（木）まで延長

○原則、外出自粛

- ・特に、午後8時以降は徹底をお願いします
- ・通院、通学、通勤、日常の買物、健康維持のための散歩やジョギング、ワクチン接種などの生活に必要な外出はかまいません
- ・日常生活に必要な買物などの外出についてもその機会（回数・時間）を半減してください
- ・外出する必要がある場合にも、極力、家族や普段行動をともにしている方と少人数で、混雑している場所や時間を避け、マスクの適切な着用、こまめな手洗いや手指消毒の徹底などの基本的な感染防止対策を徹底してください
- ・営業時間の短縮を要請した時間（午後8時）以降、飲食店にみだりに出入りしないでください
- ・感染対策が徹底されていない施設、時短要請に応じていない飲食店等の利用は控えてください
- ・路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないでください

○原則、県外との往来自粛

- ・特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えてください
- ・隣県が生活圏の場合や、通勤・通学・通院、生活必需品の買い出し等による往来はかまいません
- ・仕事や冠婚葬祭などでやむを得ず県外から県内に移動する場合は、できるだけ「宮崎県PCRサポート」を活用してください

○原則、県外からの来県自粛

飲食店等への要請について

■県内全域への要請を9月30日（木）まで延長

| 内容 | まん延防止等重点措置 | 県独自の「緊急事態宣言」 |
|-----------|---------------------------------|------------------------|
| 対象地域 | 宮崎市 | 宮崎市以外 |
| 要請期間 | 9月13日(月)～9月30日(木) | 現在の要請を 9月30日(木)まで継続 |
| 酒類の提供 | 終日行わないこと (利用者による酒類の店内持込みを含む) | 19時まで |
| カラオケ設備の利用 | 飲食が主たる業の店舗においては 終日利用しないこと | — |
| 営業時間 | 20時までの営業時間短縮 | |

■時短要請協力金

| | | まん延防止等重点措置 | 県独自の「緊急事態宣言」 |
|------|------|--|---|
| 対象地域 | | 宮崎市 | 宮崎市以外 |
| 対象店舗 | | 9月13日(月)～9月30日(木)の全期間 を通して時短要請に協力する店舗 | 9月13日(月)～9月30日(木)の全期間 を通して時短要請に協力する店舗 ※新たに協力する店舗も対象 |
| 支給日額 | 中小企業 | 売上規模に応じて、1店舗1日当たり 3万円～10万円 | 売上規模に応じて、1店舗1日当たり 2.5万円～7.5万円 |
| | 大企業 | 売上高減少額に応じて、1店舗1日当たり最大20万円 | |

大規模集客施設等への要請について

■宮崎市への要請を9月30日（木）まで延長

■20時までの営業時間短縮（イベント開催時及び映画館は21時まで）

| | | |
|------|---|---|
| 対象地域 | 宮崎市 | |
| 要請期間 | 9月13日(月)～9月30日(木) | |
| 対象施設 | 大規模施設 | テナント・出店者等 |
| | 新型インフルエンザ等特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設（※1）のうち多数の者が利用する施設で、床面積が1,000㎡を超える施設 | 左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業者等（※2） |

※1 新型インフルエンザ等特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる施設

- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ・集会場又は公会堂
- ・展示場
- ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- ・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- ・体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場 等

※2 飲食店に対する時短要請協力金の支給を受けた事業者を除く

■大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等の入場者の整理等

大規模商業施設（床面積が1,000㎡を超える百貨店等の物品販売業を営む店舗）や百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者は、人数管理・制限、誘導などにより入場者が密集することがないように取組をお願いします

大規模集客施設等への時短要請に係る協力金

営業時間短縮の要請に全期間（※1）、応じていただいた対象大規模集客施設及びテナント事業者等に対して、売場面積及び営業時間短縮の割合に応じて協力金を支給します。

| | 大規模集客施設 | テナント等 |
|------|---|--------------------------|
| 交付対象 | 特措法第24条第9項に基づく時短要請に全面的に協力いただいた床面積1,000㎡超の施設(※2) 注)劇場、集会場、ホテル・旅館等は協力金の対象外 | 左記施設の一部を賃借するテナント等(※2) |
| 交付額① | 1,000㎡毎に20万円×時短率(※3)×時短日数 (テナント事業者等管理把握加算) テナント等数×2千円×時短率(※3)×時短日数 注)映画館については①に加えて②の取扱あり | 100㎡毎に2万円×時短率(※3)×時短日数 等 |

| | 映画館運営事業者 | 映画配給会社 |
|------|---|---|
| 交付額② | スクリーン数×2万円×(時短で上映できなかった回数÷本来の上映回数)×時短日数 | スクリーン数×2万円×(時短で上映できなかった回数÷本来の上映回数)×時短日数 |

(※1) 9月13日(月)～9月30日(木)の全期間を通して時短要請に協力する事業者等(新たに協力する店舗も対象)

(※2)飲食店に対する時短要請協力金の支給を受けた事業者を除く

(※3)時短率:時短した時間÷時短前(通常)の営業時間

新型コロナの影響により売上が減少した事業者への支援

①月次支援金（国）

- 主な要件 ① **まん延防止等重点措置**に伴う飲食店等の時短営業または外出自粛等の影響を受けていること
② 対象となる月の売上が前年または前々年同月比で**50%以上減少**
- 支給額 （前年または前々年同月の売上）－（当該年度該当月の売上）
ただし、**上限 法人20万円/月 個人10万円/月**

すべての業種
協力金受給の飲食店等は除く。

②飲食関連事業者等支援金（県）

- 主な要件 ① 以下のいずれかに該当
 - ・ 県独自の時短要請に応じて協力金を受給した飲食店等と直接取引のある事業者
 - ・ タクシー事業者 ・ 自動車運転代行業者② 対象となる月の売上が前年または前々年同月比で**50%以上減少**、
かつ、**減収前の比較月の売上が10万円以上**であること
- 支給額 一律**10万円/月**

飲食関連事業者
月次支援金受給者は除く。

③酒類販売事業者等緊急支援金（県）

- 主な要件 ① **まん延防止等重点措置**に伴う飲食店等での酒類提供禁止要請の影響を受けている**酒類販売事業者**または**酒類製造業者**であること
② 対象となる月の売上が前年または前々年同月比で**30%以上減少**
（対象月とその前月が**2か月連続で15%以上減少**の場合を含む）
- 支給額 （前年または前々年同月の売上）－（当該年度該当月の売上）－（月次支援金）
ただし、事業者区分及び売上減少割合に応じた**上限あり**

酒類販売事業者、
酒類製造業者

④県内事業者緊急支援金（県）

- 主な要件 対象となる月の売上が前年または前々年同月比で**50%以上減少**
- 支給額 一律**10万円**

すべての業種
協力金受給の飲食店等は除く。

すべての支援金の要件を満たせば、**① + ④**、**② + ④**、**① + ③ + ④**の組み合わせで併給可能

イベントの開催制限について

■県内全域への要請を9月30日（木）まで延長

| 内容 | まん延防止等重点措置 | 県独自の「緊急事態宣言」 |
|--------|----------------------------|--------------------------------|
| 対象地域 | <u>宮崎市</u> | <u>宮崎市以外</u> |
| 要請期間 | <u>9月13日(月) ~ 9月30日(木)</u> | <u>現在の要請を 9月30日(木)まで継続</u> |
| 開催時間 | 21時までの開催時間制限 | — |
| 人数・収容率 | 収容率50%以内（※）かつ上限5000人以下 | |
| その他 | 会食につながる場面の制限 | |

※収容定員が設定されていない場合は、十分な人との間隔（1 m）を確保

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本県において「全国的な移動を伴うイベント」や「参加者が1,000人を超えるようなイベント」を開催する場合、イベント主催者の方は、県に事前相談をお願いします

■県内全域への要請を9月30日（木）まで延長

○業種別ガイドラインの遵守

○テレワークの活用や休暇取得の促進

- ・出勤者数の7割削減を目指してください
- ・また、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を促進してください

県民県内旅行（ジモ・ミヤ・タビ） キャンペーンの停止期間について

| ～ 9月30日（木） | 10月1日（金）～10月21日（木） | ～10月31日（日） |
|------------------|--------------------|--------------------|
| 緊急事態宣言 （レベル4） | 緊急事態宣言解除から 3週間 | 緊急事態宣言解除から 1ヶ月間 |
| ← キャンペーン停止期間 → | | |
| ← 新規予約停止期間 → | | |

【キャンペーン停止期間】

（変更前）10月3日（日）まで → （変更後）10月21日（木）まで

※10月21日までの既予約分についても、キャンペーンの対象外

【新規予約停止期間】

（変更前）10月12日（火）まで → （変更後）10月31日（日）まで

※11月1日以降の旅行・宿泊の新規予約は可能

○ 期間は、感染状況により変更となる可能性があります。

県立学校の対応

■活動内容に制限を加えた上で、部活動を一部再開する。

- 大会参加や進路選択等に向けての準備
- 体力や技能の維持を目的とした個人での活動

【活動例】

- ・ 隔日での活動
- ・ 少人数による分散活動
- ・ オンラインミーティングの活用

※ 地域や学校の感染状況を踏まえ、校長が判断

宮崎県重症化予防センターについて

- 宿泊療養施設「ひまわり荘」の敷地内に、重症化リスクを有する宿泊・自宅療養者を対象とした抗体カクテルの投与などを行う臨時の医療施設を整備し、**9月10日（金）から運用を開始**

〈宮崎県重症化予防センター概要〉

受入規模：10床（最大20床）

人員体制：医師1名、看護師3名 ※ 県立宮崎病院から派遣

受入対象：県央・県南地域の宿泊療養者や自宅療養者のうち、抗体カクテル療法をはじめ点滴などの処置を要する者

※ 一般外来の受付は行っていない。



宮崎県重症化予防センター



中和抗体薬ロナプリーブ(出典:中外製薬ホームページ)